

東京都立府中工科高等学校いじめ防止基本方針

令和8年4月1日
校長決定

1 いじめ問題への基本的な考え方

1. いじめは、どの生徒にも起こり得るものであり、絶対に許されない人権侵害行為である。
2. 本校は、「いじめのない安全・安心な学校づくり」を目標とし、未然防止・早期発見・早期対応を基本として取り組む。
3. いじめ問題は、学校だけでなく、保護者・地域・関係機関と連携し、組織的・継続的に対応する。
4. 教職員は、いじめを一人で抱え込まず、必ず組織で対応する。

2 いじめの定義

「児童生徒に対して、一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的影響を与える行為であり、当該児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう(いじめ防止対策推進法)。

※インターネット上の行為も含む

3 四つの原則の理解

生徒指導を実践する上で、児童の権利条約の四つの原則を理解しておく。

- ① 児童生徒に対するいかなる差別もしないこと
- ② 児童生徒にとって最もよいことを第一に考えること
- ③ 児童生徒の命や生存、発達が保障されること
- ④ 児童生徒は自由に自分の意見を表明する権利を持っていること

4 学校及び教職員の責務

- 全ての生徒が安心して学習活動に取り組める環境を整備する
- いじめの未然防止・早期発見に努める
- いじめが疑われる場合は、迅速かつ適切に組織で対応する
- 保護者・関係機関と連携し再発防止を図る

5 学校いじめ対策組織

(1) 名称

学校いじめ対策委員会

(2) 構成

校長、副校長、生徒指導主任、生活指導部担当、学年担当、養護教諭、スクールカウンセラー

(3) 役割

- ①年間計画の策定と実施 ②相談・通報窓口の管理 ③情報収集・記録・共有
- ④いじめ事案の判断と対応方針決定

※学校における中核組織として機能

6 段階に応じた取組(最新標準の4段階)

(1) 未然防止

- ①道徳・人権教育の充実 ②SNS を含むいじめ防止教育 ③生徒会活動等による主体的取組
- ④教職員研修の実施 ⑤居場所づくり ⑥人間関係形成の支援

👉「いじめを生まない学校づくり」が重点

(2) 早期発見

- ①定期アンケート(年3回) ②個人面談 ③スクールカウンセラー活用
- ④日常観察と教員間の情報共有

👉 小さな兆候段階で認知(積極的認知が原則)

(3) 早期対応(事案対処)

- ①事実確認(聞き取り・記録) ②対策委員会で方針決定 ③被害生徒の安全確保・心理ケア
- ④加害生徒への指導 ⑤保護者連携 ⑥集団への指導(観衆・傍観者含む)

👉 個人対応でなく必ず組織対応

(4) 重大事態への対処

以下に該当する場合:①生命・心身への重大被害 ②長期欠席(30日相当)

対応:①調査組織を設置事実関係の徹底調査 ②教育委員会へ報告 ③再発防止策の策定

※いじめ防止対策推進法 28 条に基づく対応

7 相談・通報体制

- ①担任、養護教諭、管理職 ②スクールカウンセラー ③外部相談窓口(24時間SOS等)

👉 「誰に相談してもよい」体制を明確化

8 関係機関との連携

- ①教育委員会 ②児童相談所 ③警察(犯罪性ありの場合) ④医療・福祉機関

9 保護者・地域との協働

- ①保護者会・説明会で方針周知 ②情報共有の徹底地域と連携した見守り

10 教職員研修

- ①年2回以上のいじめ研修 ②事例検討・対応力向上 ③法制度理解の徹底

11 点検・評価・見直し(PDCA)

- ①年1回以上の見直し ②学校評価項目に位置付け ③委員会中心に改善